

## 仙台市地域生物多様性増進活動支援センター規約

### (名称)

第1条 本会は、仙台市地域生物多様性増進活動支援センター（以下「本会」という。）と称し、通称を「杜の都ネイチャーポジティブセンター」とする。

### (目的)

第2条 本会は、市民、事業者、活動団体、学術機関、金融、行政その他の多様な主体の協働により、杜の都・仙台のネイチャーポジティブ実現を目指すとともに、生態系サービスの継続的享受や地域課題の解決、先進事例の発信や水平展開による生物多様性保全の取り組み促進に貢献することを目的とする。

2 本会は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第28条の地域生物多様性増進活動支援センターに位置付ける。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、ネイチャーポジティブ実現に関する次の取り組みを推進する。

- (1) 多様な主体による知識、資金、人材のローカルネットワーク形成に関すること
- (2) 知識等の普及や専門家の紹介に関すること
- (3) 資金の呼び込みや企業等の参加促進に関すること
- (4) 人材の育成や機運醸成に関すること
- (5) その他ネイチャーポジティブ実現に関し必要な取り組み

### (会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する団体又は個人であって、別に定める入会の手続きを終了した者とする。

2 以下の者は会員になることができない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）またはその構成員

イ 特定の団体・製品の批判を目的としている者

ウ 特定の宗教・思想の宣伝や勧誘または批判を目的としている者

3 虚偽または過失並びに入会後の事情変更等により、前項に抵触することが判明した場合、または本会の活動に支障を生じさせる場合、会長は当該会員を除名することができる。

4 会員は、登録情報の変更や退会をしようとする時は、別に定める手続きを行うものとする。  
なお、会員である団体が解散した場合や、会員である個人の連絡先が1年以上受信不可能な状態となった場合は、退会したものとみなすことができる。

### (会長)

第5条 本会に会長を置く。

2 会長は、次条に定める運営委員会の構成員から互選により選出する。

3 会長は、本会の事務を総括し、本会を代表する。

- 4 会長の任期は2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 会長は、その任期が満了した場合においても後任者が選出されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(運営委員会)

第6条 第3条に定める事業を円滑に推進するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会員のうち、本会の運営に主体的に関わる意思を持ち、会長が承認した者で構成する。
- 3 本会はオブザーバーを置くことができ、オブザーバーは運営委員会に参加することができる。
- 4 運営委員会は、本会の運営及び事業について協議する。
- 5 本規約の改正その他本会の運営に関し重要な事項については、出席した運営委員の過半数をもって決する。

(部会)

第7条 運営委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員及び参加者は、前条に準じる。

(総会)

第8条 本会は、毎年度総会を開催し、ネイチャーポジティブ実現に関する情報交換や会員相互の交流等を行う。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を仙台市環境局に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会に諮り定める。

附 則

第1条 この規約は、令和7年11月6日から施行する。

第2条 本会の設立初年度の会長の選任については、第5条第2項中「運営委員会」とあるのは、「設立準備検討会」と読み替える。

第3条 設立から3年を目途に、本会の体制を検証し、必要に応じて見直すこととする。